

家畜衛生だより

令和7年度第26号（鶏） 令和7年11月発行

西部家畜保健衛生所・西部動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel：043-250-4141（夜間・休日対応）
Fax：043-286-0090
（公社）千葉県畜産協会

対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ

- 今シーズンは11月前半時点で既に4例発生していますが、これは過去最多発生となった令和4年シーズンや昨シーズンと同じ状況です。また、新潟県のように野鳥で本病の感染が確認されていない地域でも、家きん飼養農場で発生が確認されています。
- 渡り鳥の飛来により、高病原性鳥インフルエンザウイルスが本県に侵入しているリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

- 人、物、車両の入出時対策
 - ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
 - ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
 - ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
 - ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。
- 野生動物の侵入防止、誘引防止
 - ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
 - ・ねずみ及び害虫の駆除
 - ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
 - ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認
- 家きん農場集中地域で連続的な発生が確認
- 死亡羽数増加を誘導換羽の影響と誤認したこと等により、通報が遅れ、発生が拡大



昨シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。(令和8年10月1日施行)

フィルター・不織布の設置



細霧装置の設置



入気口の一部閉鎖



等

02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。(令和8年1月1日施行)

地域内での発生に備えた準備

- 地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- 地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- 農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- 把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



池の周囲にネットを設置



水抜き

03 分割管理導入の検討

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。(令和7年10月1日施行)

04 誘導換羽中も警戒を徹底

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。

千葉県西部家畜保健衛生所 TEL 043-250-4141 FAX 043-286-0090

※急性悪性家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。
※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。